

\*\*\* 農業所得を申告する皆様へ \*\*\*

農業所得申告をする方は、収支計算による所得申告となります。

水稻及び自家用畑を含むすべての農作物について、実際の収入金額から実際の必要経費を差引く収支計算による農業所得算出方法にて申告をしていただいております。

平成27年中の農作物等の販売金額や農業に係る各種の領収書等を整理し円滑に所得申告ができるよう、準備をお願いします。

\* 参考 収支報告書 (この用紙は、町県民税の申告に利用できます)

石川町役場税務課

○ 収入 (収入科目別に該当する金額のある方は、記入してください。)

収入科目	収入の内訳		金額
販売金額	本年中に販売した農作物などの金額です。 ※ 販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも、本年中に販売したものは、全て本年分の販売金額になります。	米	円
		野菜	円
家事及び事業消費金額	農作物を家事及び事業(雇人費の現物支給など)のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算します。		円
農産物の棚卸高	収穫時の生産者販売価額により計算します。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸を省略しても差し支えありません。		円
雑収入	小作料賃貸料	農地の賃借料及び小作料です。農地以外の土地、農業用建物の賃借料、農機具の賃借料や分配金など。	円
	農作業受託料	農作業などに従事して受けた収入。	円
		事故等で損害を受けた農作物に対する損害賠償金などを受け取っている場合に記載します。(賠償金は、一般的には、賠償金の支払に合意等が成立した日の属する年分の事業所得等に係る収入金額として申告することになりますが、継続して、その補償対象期間に応じ、それぞれの年分の事業所得等に係る収入金額として申告することとしても差し支えありません)	円
		受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、中山間地域等直接支払交付金等の収入金額です。	円
		その他	円

○ 経費 (経費科目別に該当する金額のある方は、記入してください。)

経費科目	経費の内訳		金額
雇人費	農作業などに従事した雇人の労賃です。(親族への支払は、含まれません。)		円
小作料・賃借料	農地の賃借料及び小作料です。農地以外の土地、農業用建物の賃借料、農機具の賃借料、農業協同組合などの協同施設利用料など。		円
減価償却費	農業用資産(建物・農機具・車両など)の減価償却費用です。減価償却額の計算等の詳細は、税務署又は町役場税務課へおたずねください。 ※ 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の、小額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま経費(農具費)になります。 ※ 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないで、その使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。		円
貸倒金	売掛金などの貸倒損失。		円
利子割引料	農業のために借り入れた資金(農地の取得資金や農業機械の購入資金を借り入れた場合など)の支払い利息		円

租税公課	① 税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税(農業に係る分)、自動車税(取得税・重量税を含む。)、不動産取得税(農業に係る分)などの税金の納税額。 ② 水利費、農業協同組合費、部会費など。 ※ 所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金、区費などは、必要経費になりません。	円
種苗費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用(自給分については、収穫した時の価額。)	円
素畜費	子牛、子豚、ひな等の取得費及び種付料。	円
肥料費	化学肥料、たい肥の購入費用。	円
飼料費	飼料の購入費用。	円
農具費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用。	円
農業衛生費	農薬の購入費用や共同防除費。	円
諸材料費	ビニール、なわ、針金、支柱などの諸材料の購入費用。	円
修繕費	農業に使用している建物や車両、農機具などの修理に要した費用。	円
動力光熱費	農業のために使用した水道料・電気料、灯油・ガソリン代などの燃料費。	円
作業用衣料費	農作業に必要な作業衣、長靴、手袋などの購入費用。	円
農業共済掛金	水稻、果樹、家畜などの共済掛金、農業用資産に対する共済掛金。	円
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料。	円
土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用(36月に配分)。 ※土地の埋立て、土盛り費用などの土地の価値を高める部分の金額は、土地の取得費(その土地を譲渡した際の必要経費に算入)となる。	円
雑費	農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらない経費。	円

※ 科目別に領収書等を整理し、その金額の合計額を科目別に記入してください。

◎ その他経費科目別に該当する金額のある方は、領収書等を整理して持参してください。

① 肉用牛の売却による農業所得の課税特例の適用を受ける方は、肉用牛売却証明書(畜産組合証明)が必要ですので必ず持参してください。提出のない方は、免税牛の適用を受けることができません。

② その他、収支による所得額の計算について不明な点がありましたら、町役場税務課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 石川町役場税務課 課税係 0247-26-9118